

鹿 児 島 県 公 報

令和元年10月25日（金）第50号の2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 鳥獣保護区の区域の変更及び存続期間の更新（※）（自然保護課取扱い） 1
○鳥獣保護区の存続期間の更新及び区域の表示の変更（※）（自然保護課取扱い） 1
○鳥獣保護区の存続期間の更新（※）（自然保護課取扱い） 2
○特定猟具使用禁止区域の指定（※）（自然保護課取扱い） 2

告 示

鹿児島県告示第454号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の区域を同表の中欄に掲げるとおり変更し、及び同条第7項ただし書の規定により、その存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

令和元年10月25日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	区 域	存続期間
大隅鳥獣保護区（昭和54年10月12日鹿児島県告示第1426号をもって設定）	曾於市大隅町岩川地内における国道269号と県道志布志福山線との交点を起点とし、同点から同県道を同県道と曾於市道土成・鍋線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と国道269号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
住吉鳥獣保護区（平成21年10月30日鹿児島県告示第1098号をもって設定）	始良市住吉地内における始良市道住吉池線と始良市道上畠線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と始良市道寺師～住吉池線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と始良市農道大瀬戸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と始良市道住吉池線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

鹿児島県告示第455号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新し、その区域の表示を同表の中欄に掲げるとおり変更する。

令和元年10月25日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	区 域	存続期間
鶴峰小学校鳥獣保護区（昭和54年10月12日）	鹿屋市吾平町上名地内における県道鹿屋吾平佐多線と鹿屋市道石場門前線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と同市道から鹿屋市農道石場線へ通ずる山道との交点方向	令和元年11月1日から令和

日鹿児島県告示第1426号をもって設定)	へ進み同点に至り，同点から同山道を同山道と鹿屋市農道石場線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同農道を同農道と県道鹿屋吾平佐多線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	11年10月31日まで
----------------------	---	-------------

鹿児島県告示第456号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により，次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

令和元年10月25日

鹿児島県知事 三反園訓

名	称	存 続 期 間
赤崎鳥獣保護区（昭和54年10月12日鹿児島県告示第1426号をもって設定）		令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
大和小中学校鳥獣保護区（昭和54年10月12日鹿児島県告示第1426号をもって設定）		令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
大山鳥獣保護区（昭和54年10月12日鹿児島県告示第1426号をもって設定）		令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
滝の山鳥獣保護区（平成元年10月30日鹿児島県告示第1887号をもって設定）		令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
鹿島鳥獣保護区（平成元年10月30日鹿児島県告示第1887号をもって設定）		令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
口永良部島鳥獣保護区（平成元年10月30日鹿児島県告示第1887号をもって設定）		令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
上野原鳥獣保護区（平成11年10月29日鹿児島県告示第1351号をもって設定）		令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
らんかん山鳥獣保護区（平成11年10月29日鹿児島県告示第1351号をもって設定）		令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
おがみ山鳥獣保護区（平成11年10月29日鹿児島県告示第1351号をもって設定）		令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
蒲生崎鳥獣保護区（平成11年10月29日鹿児島県告示第1351号をもって設定）		令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
馬毛島鳥獣保護区（昭和61年10月31日鹿児島県告示第1836号をもって設定）		令和元年11月1日から令和2年10月31日まで

鹿児島県告示第457号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により，次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

なお，平成21年10月30日鹿児島県告示第1106号（特定猟具使用禁止区域の指定）により指定した一倉特定猟具使用禁止区域は，令和元年10月31日限り廃止する。

令和元年10月25日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	区 域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
川路山特定猟具使用禁止区域	鹿児島市犬迫町地内における鹿児島市道川路山線と県道徳重横井鹿児島線との交点を起点とし，同点から同県道を同県道と鹿児島市道仲組川路山線との西側の交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と鹿児島市道川路山線	令和元年11月1日から令和11年10月31日まで	銃器

	との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域		
美山特定猟具使用禁止区域	日置市東市来町美山地内における日置市道野田美山線と県道鹿児島東市来線との交点を起点とし，同点から同県道を同県道と日置市道植木山2号線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と同市道から日置市道牧之角線に至る山道との交点方向へ進み同点に至り，同点から同山道を同山道と同市道との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と日置市道川口美山線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と日置市道美山神之川線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と日置市道元伊作田美山線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と日置市農道五反田線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同点と九州電力特別高圧線大田北支線第8号鉄塔とを結ぶ直線と同鉄塔方向へ進み同鉄塔に至り，同鉄塔から同鉄塔と日置市農道中道線の終点とを結ぶ直線と同点方向へ進み同点に至り，同点から同農道を同農道と日置市農道玉山神社中道線との日置市東市来町美山字池ノ平地内における交点方向へ進み同点に至り，同点から同農道を同農道と日置市農道寺の馬場線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同農道を同農道と県道鹿児島東市来線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を同県道と日置市道美山神之川線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と日置市農道ソマン迫線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同農道を同農道と日置市道美山北線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と同市道から日置市農道盗人ヶ迫線の起点へ通ずる道路（通称集落道ビノバイ線）との交点方向へ進み同点に至り，同点から同道路を同道路と同農道との交点方向へ進み同点に至り，同点から同農道を同農道と日置市道上野恋之原線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と日置市道野田美山線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和元年 11月1日 から令和 11年10月 31日まで	銃器
立神特定猟具使用禁止区域	枕崎市立神本町地内における国道226号と花渡川右岸との交点を起点とし，同点から同川右岸を同川右岸と海岸線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同海岸線を松崎ヶ鼻を経て同海岸線と枕崎市と南さつま市との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同境界線と南さつま市道火之神線との枕崎市火	令和元年 11月1日 から令和 11年10月 31日まで	銃器

	之神北町地内における交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と国道226号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域		
国分・隼人 特定猟具使用 禁止区域	霧島市隼人町住吉地内における同市国分広瀬と同市隼人町住吉との境界線と霧島市道新川南線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と霧島市道東川原線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と国道10号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と霧島市道向川原線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道住吉南中線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道東ノ下干拓線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市農道住吉新田4号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と霧島市農道住吉新田2号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と隼人道路との交点方向へ進み同点に至り、同点から同道路を同道路と島津新田堤防との東側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同堤防を同堤防と同道路との西側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同道路を同道路と国道10号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と県道北永野田小浜線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と霧島市道野久美田線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道野久美田清水線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道真孝西～野久美田線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道真孝西～山王上線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道小田～松山西線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道小田東前3号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道北永野田小浜線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と霧島市道原南線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道原西線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道神宮～内山田線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道原公民館前線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道内山田屠場跡線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道土地改良区～隼工西線との交点	令和元年 11月1日 から令和 11年10月 31日まで	銃器

方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と霧島市道宮西線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と霧島市道鼻んす線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と霧島市道神宮～内山田線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と鹿児島神宮参道との西側の接点方向へ進み同点に至り，同点から同点と霧島市道宮の社線の起点とを結ぶ直線を同点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と霧島市道木之房～上野線との霧島市隼人町内字新田山地内における交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と霧島市道前田～山下線との霧島市隼人町内字山下地内における交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と霧島市道山下～新高畑線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と霧島市道瀬戸口～八反田線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と霧島市道高畑線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と霧島市道東郷～糸走線との東側の交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と国道223号との交点方向へ進み同点に至り，同点から同国道を同国道と霧島市道湯田橋～武安橋線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と霧島市道津曲～下平線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と霧島市道松永2号線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と県道豊後迫隼人線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を同県道と霧島市道山野松永線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と県道都城隼人線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を同県道と霧島市道姫城4-3号線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と霧島市道姫城2-6号線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と霧島市道姫城石樋線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と県道日当山敷根線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を同県道と霧島市国分姫城と同市隼人町姫城との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同境界線と県道都城隼人線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を同県道と霧島市道道場口～剣之宇都線との霧島市国分重久字今城地内における東側の交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と霧島市道道場口～春山線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と霧島市道止上4号線との

	<p>交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と県道都城隼人線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を同県道と霧島市道重久～郡田線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と霧島市道郡田線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と霧島市道清水～国分運動公園線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と霧島市道国分～銅田線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と霧島市道中馬場～国分小学校線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と霧島市道御里～国分高校前線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と霧島市道城山1号線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と霧島市道名波～城山線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と霧島市道山下～名波線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と霧島市道宮下～名波線との南側の交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と霧島市道上小川～山下線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と霧島市道国分～銅田線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と県道大川原小村線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を同県道と霧島市道鎮守尾～上野原線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と国道10号との交点方向へ進み同点に至り，同点から同国道を同国道と県道日当山敷根線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を同県道と国道220号との交点方向へ進み同点に至り，同点から同国道を同国道と国道10号との交点方向へ進み同点に至り，同点から同国道を同国道と水戸川右岸堤防との交点方向へ進み同点に至り，同点から同堤防を同堤防と霧島市国分広瀬と同市隼人町住吉との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域</p>		
<p>栗野岳特定 猟具使用禁 止区域</p>	<p>始良郡湧水町木場地内における県道栗野停車場えびの高原線と鹿児島森林管理署国有林1034林班と同国有林1035林班との境界線との交点を起点とし，同点から同境界線を同国有林1034林班，1035林班及び3073林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同国有林1035林班，1036林班，1037林班及び1039林班の区域と同国有林3073林班及び1040林班の区域との境界線を同境界線と県道栗野停車場えびの高原線と</p>	<p>令和元年 11月1日 から令和 11年10月 31日まで</p>	<p>銃器</p>

	<p>の交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を同県道上に設置してある電話引込柱（NTT西日本の設置する大霧引込13の引込柱）方向へ進み同電話引込柱に至り，同電話引込柱から同電話引込柱と始良郡湧水町木場字日添から湧水町道岳日添線へ通ずる里道上に設置してある栗野岳特定猟具使用禁止区域（銃器）境界柱設置点とを結ぶ直線を同設置点方向へ進み同設置点に至り，同設置点から同里道を同里道と同町道との交点方向へ進み同点に至り，同点から同町道を同町道と湧水町道日添線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同町道を同町道と同町道から湧水町（旧栗野町）民有林11林班と同民有林13林班との境界線へ通ずる里道との交点方向へ進み同点に至り，同点から同里道を同里道と同境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同民有林11林班，同民有林13林班及び同国有林1039林班の始良郡湧水町木場字日添地内における三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同民有林13林班と同国有林1039林班との境界線を同境界線と湧水町道長谷日添線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同町道を同町道と同町道から長谷牧野へ通ずる道路（通称長谷牧野進入路）との交点方向へ進み同点に至り，同点から同道路を同道路と同民有林10林班と同民有林11林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同民有林10林班，11林班及び13林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同民有林10林班と同民有林13林班との境界線を同境界線と同民有林13林班内における長谷牧野と同民有林との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同境界線と同民有林4林班，7林班，10林班及び13林班の区域と同国有林1034林班，1035林班及び1036林班の区域との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同境界線と湧水町林道留ヶ尾線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同林道を同林道と県道栗野停車場えびの高原線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域</p>		
湯之尾滝特定猟具使用禁止区域	伊佐市菱刈川北地内における県道菱刈横川線と伊佐市道湯之尾～築地線との交点を起点とし，同点から同市道を同市道と伊佐市道鶴泊2号線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と伊佐市道川南～栗野線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と県道菱刈横川線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を起点方向へ進み起点に至	令和元年 11月1日 から令和 11年10月 31日まで	銃器

	る線によって囲まれた区域		
たかくまふれあいの森 特定猟具使用 禁止区域	大隅森林管理署国有林153林班か小班の区域	令和元年 11月1日 から令和 11年10月 31日まで	銃器
荒瀬ダム特 定猟具使用 禁止区域	肝属郡肝付町波見地内における県道高山吾平線と肝付町道荒瀬浦町線との交点を起点とし、同点から同町道を同町道と肝付町道日平線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と荒瀬ダムとの交点方向へ進み同点に至り、同点から同ダムを同ダムと荒瀬ダム管理用道路との交点方向へ進み同点に至り、同点から同道路を同道路と肝付町林道波見線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林道を同林道と肝付町農道荒瀬線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と肝付町道荒瀬浦町線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と肝付町道荒瀬線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と肝付町道荒瀬浦町線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と県道高山吾平線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和元年 11月1日 から令和 11年10月 31日まで	銃器
観光農業公 園特定猟具 使用禁止区 域	鹿児島市喜入一倉町地内における鹿児島市道一倉～小田代線と鹿児島市林道旧牧第一線との交点を起点とし、同点から同林道を同林道と鹿児島市民有林26林班と同民有林34林班との境界線との4つ目の交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を鹿児島森林管理署国有林8林班、同民有林26林班及び同民有林34林班の三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同国有林8林班と同民有林26林班との境界線を同国有林8林班、同民有林25林班及び同民有林26林班の三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同民有林25林班と同民有林26林班との境界線と鹿児島市道一倉小田代4号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道一倉～小田代線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和元年 11月1日 から令和 11年10月 31日まで	銃器